

(注)

- 1 請求の際には、遺族等又は代理人自身であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が遺族等に代わって請求する場合は、1の書類のほか遺族等との関係を証明する書類（戸籍謄本、委任状等。利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。
- 3 請求書を送付して利用停止請求をする場合には、1及び2の書類に併せて、利用停止請求者の住民票の写し等（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。
- 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」の欄について
 - (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、条例第4条第2項の規定（死者情報の保有制限）に違反して保有されているとき、条例第5条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、条例第6条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は条例第10条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、条例第10条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
 - (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、条例第41条第3項の規定により、保有死者情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。